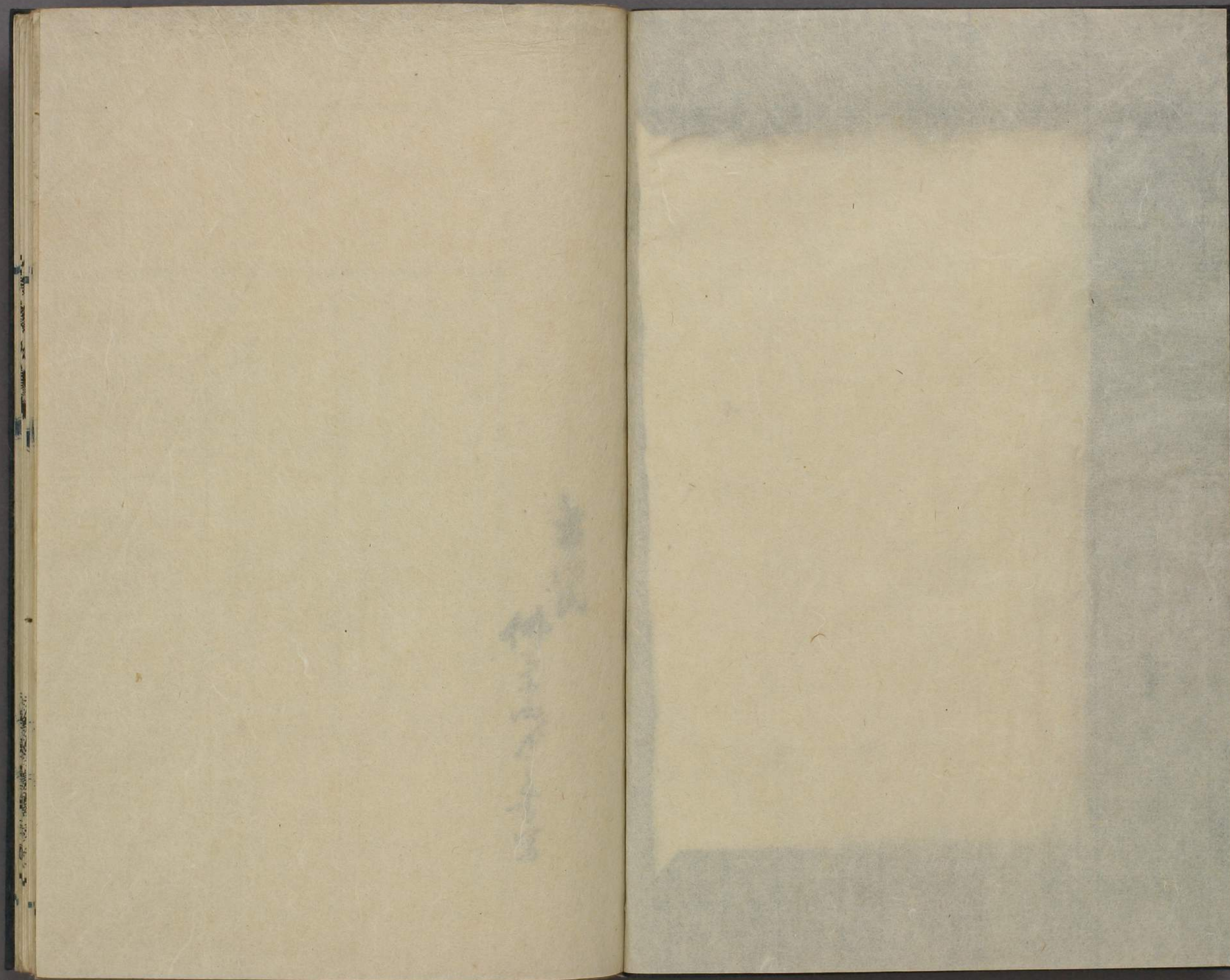


宇田川與齋雜錄

洋学文庫
文庫 8
C 83





市山氏
佛子西下之書寫

若くは子に降進せしむるは但し降進せしむるの儀
城關二門を以て降進せしむるに三宮を以て白皇居を以
てゆがみ則ち美矣然とも之を施岩に結搦せしむる
僅に甲乙ありし由又三使の帝に謁見しむる由皇
妃及太子子女官等並其て双眼鏡を用て我邦大
を富視せしむる不能裁なる由此他と其率ハ
以て推測せしむる今十吾ハ三使馬車に市中一見
被ふ是亦以て降進降進未降進見す何れは後ハ
英國若後とありて申す也
三月十日 徳於巴里斯極岩被降進

當地の季節は日本がはる方より已に此の大雪降
りて寒暖計五十六度とあり

市川降る

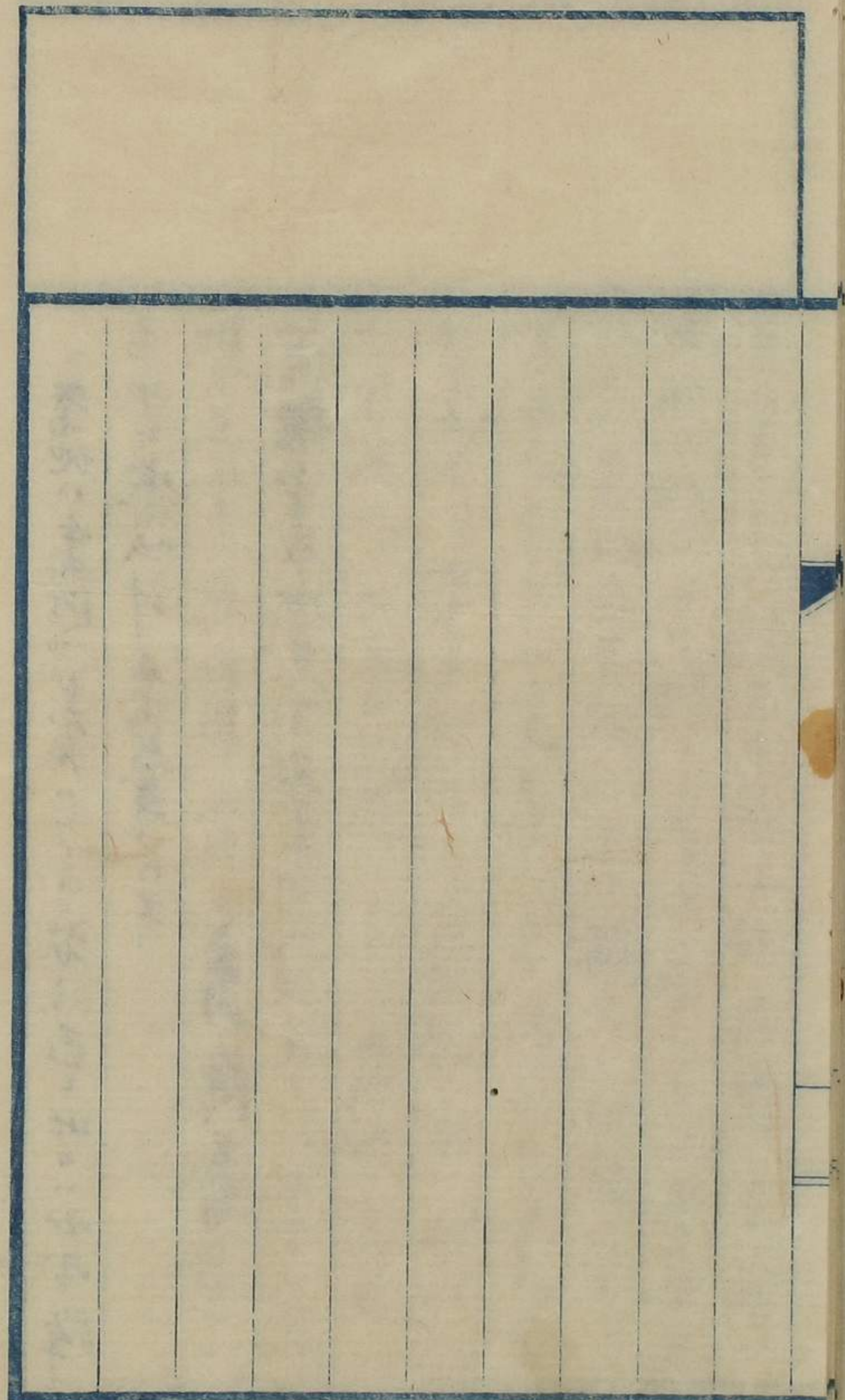
大徳堂石物先生文集

從
英國來翰
寫

宇田川藏



宇田川藏書



其状画より其意ありて、市井の煤煙の畫向より明く
所謂文明の國といふことありて、之を車馬の所、夜四時が五時
頃には馬の歩行より、此等空の車馬の踏聲を聴き、此の事

一 曲馬のといふは、其の者、狡美の少婦、曲馬の出る者あり、劇
の好む者あり、

一 武庫展観病院の其好し場所、其増一見、其学校あり、政府
の子弟、其をせり、

一 三月廿三日、仙園把里の、近郊二十里の北園帝の舊城あり、其
是、其は那拿倫第一、其の遠物、一見、其宮殿、其噴水、其妙

坤輿第一、其の事あり、

一 電理機信表局一見、其俄羅斯或は、遠國の信一二分
間、往復は、其構眼を、

一 氣球の舉者、其の一見、其球維地、其列より、遠く空際、其一
小丸、其の大小、其の遠く、其の歩、其の紙、其の紙、

一 三月廿七日夜八時、其の皇太后、其の導、其の把里斯、其の到者有
り、

一 同國王の、一週中、其の者あり、二週、其の同王宮、其の匠、其の匠、其の匠、其の匠、

一 四月一日朝七時三十分、把里斯、其の汽車、其の同國、其の同國、其の同國、其の同國、

十八分着行 右カト港ハ英吉利渡航ニ他ニテ英仙島岩最接近
ニ他ニテ此夜日所ニ泊望二日朝九時十分仙小軍艦ヲルズ船
宗心十二時半英國ノ海港下ルルニ入津信同知江戶表ハ附
房一其紙ハノキ下ナルトモ出西ハ三時下ルルモ汽車ニ出是六
時倫敦府ハ到着信ハ着ニ換外國事務局ハ一士官ヲ出迎
ル申馬車ニ乗仙ハ車遠近ニ幕末ニ至如終周旋ハノキ下ル
人モト以テ一且ニ志也來踞慢ニ志ニ懐キ兎角邦人ヲ控
蕨以テ一志也入キの志ハノキ下ルルモ旅者ハ仙ハノキ下ルル
ノ家築ヲ且繁森ノ街トシハ半里許モ至遠了申ノ家ハ一此
ノ意趣返一ノ以テ一ノ申ハ申程ノ程ハ申程ハ申程ハ申程ハ申程

昨日所圖書後為若女王配偶ノ死者トシテ蘇格蘭王トシ

展觀場一見ハ一ニ結構ニ宏大ナル實ニ言語ニ難キトモ一
瀟々丸々ト長々幅三丁位ノ家ヲ以テ以テ先入口ハボリイノ
上白字ノ國名ヲ記シ且中央英國ノ産物其好高社或ハ
一商人獨立ニ船ニ雛形或ハ砲ニ見不錢物類ノ細工物類人

思ふに名を万国に譽人為高貴物を以てしるものゝ外國を以て
國を以て一家に五十間方位に場所列史其中仙國中、場所分
以て種々産物を以てし、公衆國壞地利を以てし、其
路は多寡を以て適有との美し時表師デントと申は時表を龍同
第一と申す右のもの辰觀塔の時表を以てし、其の直徑三間
餘りありし針の本造大なる繩ありし、其の針大銃を釣し、其
を以てし、仁然と稱する、^{後機}機を以てし、其の車械係糸械
或は汲水機、^{後機}羅列せし外長三丁餘りあり、中央に圓圈を
設け、奇井の字異獸の禽を集るとし、其後を賣酒賣菓、
商人机を列せり、既、甲子朔九時夕方五時迄見物最盛の時

漸く五分と申す位に申す、其宏大なるも、以て其多し、
軍艦高船に建築塔及び補理塔と一尺餘りあり、達迷河を
小汽舟より降り、舟を以て新築或は補理の軍艦高船信被船
小橋橋を立、申す、壯觀と云ふ、此の舟ありし、
運上するものなり、廣大なる地中を掘削する、船を橋付
以てし、其の善物を陸揚或は船橋の岸上へ、テ、ト、と列し、既
酒を貯へ、穴を長、英國を以て二里と申す、河極甘中、入火を
思ふ、此の舟ありし、果し、舟、中途に、國、果、歸、位、を、申
掘削中、ハ、長、舟、を、穴、に、埋、入、り、其、其、大、可、思、ふ、れ、倫、敦
ト、ク、申、す、也、^{後機}此、石、坤、輿、中、に、其、國、を、以、て、

宣月十日巴里期カラ下ホテル

相承子中女

川光三

歌今通伝也其此書高麗及至 葡ハハ其高麗也其且
 此書以後ハハ既ハ功績之有ハハ道ハハ其高麗也其且
 中ハハ其高麗也其且 別煥實情を其高麗也其且
 子ハハ其高麗也其且 向ハハ其高麗也其且 歌羅巴を
 高麗使ハハ其高麗也其且 免難情ハハ其高麗也其且
 風ハハ其高麗也其且 功績之有ハハ其高麗也其且
 思ハハ其高麗也其且 此文明ハハ其高麗也其且 疆國を不知空

秘

高麗書
 宣月十日巴里期カラ下ホテル 國ハハ其高麗也其且
 免難情ハハ其高麗也其且 風ハハ其高麗也其且
 思ハハ其高麗也其且 此文明ハハ其高麗也其且 疆國を不知空

高麗書

佛國新書紙 巴里期人羅尼譯

宣月十日巴里期カラ下ホテル

歌羅巴の使高麗日昇る 佛政府も支那も其軍艦ヲ日本ハ其高麗也其且
 一ハハ其高麗也其且 佛國軍艦の近き所ハハ其高麗也其且
 一ハハ其高麗也其且

外國人日かち不安心なり由る故に大抵動あんと思
 へり。○大名は外國人を主國に追ひかんと欲し又
 其大名は天皇の帝を好むを極むを乞ふとて
 其大名は外國人を日本國中に其事を許せ
 ばならし。○歐諸使節は江戸を以て構はれり。○
 其故は此種使節は使節を以て其者の軍艦あり
 たり。○若し使節は少しなり。○其士を以て其使
 節の周圍をもち。○此は其の極多きを。○既を極くし
 事何とて之を放たんと欲し共惡事なり。○今
 安を煩ふ日本は日英ナ居る外國の政府懸公バカ

カニク

日本は三書三書とはを以てなり。○此國中に少時
 の後大抵動あんと。○日本帝は江戸へ大使ヲ
 遣はして大君を帝と對し。○何なることを知し。○其
 人と欲し又政を改めんと。○天下の各諸大名京
 へ到り。○其の周圍に多々の武士を遣はしたる。○京
 の民上下天皇を好む大君を好む。○其の意を
 居れり。○其時を佛の水夫日本を締結人。○其
 を殺したる其佛人を條約に従て罪せらるべし

宣旨八月九日新書紙

次妾生三男 長豊 七歳

長豊生母 華芝 三十三歳 昂祿屋之妾

饅頭本妻生

惣領 恭興 十歳 二男 恭澄 八歳

日妾腹生

三男 恭順 五歳 生母 湘翠 三十歳

以上七人外之召使之者二人

僕

超慶数 四十歳

周起祥 三十歳

日本使節ノ記 一千八百六十年三月九日刊行
三維斯島新聞紙

去月曜日米里笑の蒸氣ノガト船にて合衆國の大統
領へ差遣せし日本使節の同勢着岸せし是近頃ホ
ノルルの善良なる人民中一個の談柄と成れり。此同勢
ハ其國制の法則は従ひ帝の大匠中少く高位の公爵使節
二員及び此は差添へたる殆んど之と同等の貴官あり。此四員
の官ハ其後属士官六人及び下官五十二人を従へし月
曜日の上陸し仙蘭西の傳舎に至り外國に於て初之ての
夜を此は明したる翌日其同勢ハ以前合衆國の使臣館に
入りブリクニヤ街の家を其居り移せし但し此家ハ其使節の

同勢着岸せし日國王より其居當所を設け又國王の輪車を以て
其用を供せし此今其使節の行く大統領の如き強大勇猛なる
國王より使節の來るに全様の礼儀を以て親切に取扱ひたる
あり
國王ハブリタヤ街の所の自己の家を使節の居當所とせしと
同様又其海軍の別荘を以て水師提督の居當所とせし
此旅客の新説ヲ好み活發伶俐なり且其查考を以て満足
ありして愉快のありありの今彼より所の一二の者ヲ考ふるに
字ヲ寫せしと画を描くとも又此全勢ハ相應に明解なる要用
の記載を以てしむるに甚く勝りて聰明なる從臣を伴ひ

たり若し「コムドネル」の日本行の如き華嚴なる好書を刊行し
て其公然たるを時々疑ひありしを能く一對せし新説の書と爲
し又彼同勢能く物に注意せし外國の人民と同様なる
好き模様を以て我々新説を好む禮儀ありて懇切なり且其地志
を以て國民と互に相交りたり

日本の皇帝其領國の制度を廢し一四萬國の人民は合家の如
くありしは十分太平を致すの一事なり是れ合家國の獨立
せし已來其境外に於て既に施行せる二三の公然たる行事より
て更に多く合家國は永久の名譽と確然たる利益を致し且一
般世界中に弘大の利益を起す者なり日本帝此を知らず

あつと米むしむし未、知、す、世界中、其使節を導か、れ、り、
第一の國として殊更に合衆國を撰び、如く其國を信用され、ハ
米里堅人の如き自己の爲に及、其目的の爲に感覺強き國民、
在て、其信用を志す、あつとあつと、

下、其、所、以、日本使節同勢の人名あり

第一等使節(公爵)新見豊前守

第二等使節(公爵)村垣淡路守

第一等差添監察官(公爵)小栗豊後守

第二等差添江戸の組頭司計 森田岡太郎

外國事務第一等の士官濱瀬善四郎 塚原重五郎

第一等差添監察官の屬する第一等士官日高圭三郎 刑部鉄太郎

使節の屬する下等士官 松本三之丞 吉田佐五郎

組頭の下等士官 益頭俊次郎 柘植星五郎

第一等差添監察官の下等士官 栗島嘉八郎 塩澤彦次郎

通詞 名村五郎 立石清十郎 立石芳次郎

醫師 宮崎 村山 川崎

去る木曜日 上陸の
第五日 合衆國の全權と水師提督ヲトナル

其属官及び日本使節并其属官との合議一決して合衆國の

全權ホ、ジ、ウ、ホルテンの導ひきよ、王宮に至り、宮中の禮典

に後、其國を領せ、王國の君主カ、ハ、ハ、を訪問、此

時此國の宰相等ハ其宮中ニ在リテ此諸官員の来ルヲ待受
 たり。日本使節及ハ水師提督ハ各々別に國王及ハカンセ兄兼
 シフィエチセ官名マステル尊称アル人名外國事務宰相マステル全上ウィルカイ人名
 宰相マステル尊称クリシイ人名ニ面會シ又此國の習俗ニ從ヒ使節
 退去の時諸般緊要の事を學ビ宰相三員ニ面會セリ

一千八百六十年五月十七日華盛頓府新聞紙の大意

- 一 前ステートデバルメントといふ處ヨリ日本使節行リヨリ
 湯波の役直ニ拜禮の時列ヲ報シキコリ
- 一 ウィルカ人名の旅館中ニシテ使節衣服適度アリ平日常
 習書ヲシテ喜悅の態ヲ示ス信實ナルモ其意ヲ入
 入レシメテ
- 一 朝十時ヨリ行列ヲ儀ハ中央ニ使節の印ヲ建テ使節
 車車名ニ乗リテ通街名村ト云々トシテ其
 中キリシヨリ至リテ徐歩スル者旅館ヨリフニテントの
 城ヨリハ半時の距離ヲ去リテハ或ハ其處迄の多

一 船時の故戸再の開きたる今也則地球上の何この國も
敬愛を致きたる年々他邦の通伝せらるる帝の名代
あら入り易きも歴史より三又の使者一方より宣へ
不足して其を急彼を願を曲す又再の進又願を
微き終るはプロシテントの世をすて進み此をを懸懸
の体よを留まり

一 有控の官中第五等たる成歎善留り子之合衆國政府
と贈る書簡の初に相を授けカビテレンデニボント以下三
名之伴をもめり此時を諸人は沈黙り今も
一等の使者の通徹せる勢を初て自國の語を以て

プロシテントと對し僅の辭を述りし時と名村よりボルト
三ノ符達し一再の使者もフカシと向ひ右日本入の最後
を富し言の伸へたりあるも書簡の初に名村の取
第一等の使者の前を呈せしは使者の取
乃ち書簡の初に書簡の初に之をプロシテントと呈せり
プロシテントは又之を國政の関る主語と徹せしは使者の
ハ其の初に口伝の傳へて已に書簡の初に又再の
の初に書簡の初にプロシテントは解しるも短條を答へたり
し時使者の短條ありて再答せりしはフカシ進く書簡
各人に向ひ書簡を授けて行動せしし時其の使者一

を為せりし時、其の地を向き、少くも此の
ころ、一〇プロシテント、波官も引く、れども、此席
に、
と、
と、

一 彼等此席を、
プロシテントを、
一 石造の、
次、
の、
た、

終り、
一

彼等の衣冠、
一

一 日、
を、
一

一 少年、
一

て、
吾、

一 十八、
の、

多何を問ひ藥品用法或脚水銀セシコナ梅毒症科
出砂新橋盡五の役等の候と致し

一 此條の回答を記し候に詳し

一 軍十乃セクニタリオフステートを觀んるるノ河は長官

三又士官五人海軍又 ウィルハットの旅館より昔々此所は尺取又

其の多う此せしタリオフステートを觀る際中其の

とある初メセテアルカスと一人の如くあり再ハ此の如く

して合事ありしとあり此の如く尺取人多く集り

殊に婦人多しとあり此の如くゴニテシト次官カニテト名水陸

軍の兵士外國全權等あり日本入をホリハるるをバナ

マナと連とぬコモトル多ト子ルも逢ひ互に遊遊の悦を告

たり候も舞踏室にありしとありしと美男好女巧に舞

ひかむの快捷ありとらん自國の枝を賣るるを目一再を

倚し候あり候十一時止りて歸る候中在る

日本入の如く風を夜中より又も外にせしとあり

一日指揮官タルグンに候あり向ふ米國の大兵營殿の演枝を

見せり候と解し候し候謀兵を集メ演藝あり日本入も大に

術を應へたり小栗豊後守ハ第三等の役あり候と精し

兵營の心を月のたり又彼は刀剣を密に候と精し

○指揮官タルグン日本入を子ウヤルド

兵學の國に
は連行人

このころ日本入の火技を志すの志ありと、自ら志すべし
一日本入の年、其を伺ふに、
許すも、其の多し、其の官に、
之を指す、

大清國江南蘇州府吳縣人

姓徐名正邦字雲仙年三十

歲

謹稟為投籍貴邦伏乞准納事因中厚禍起自
林公罷官以後西夷復肆盜賊割州把郡者不
可勝計且朝廷賣官鬻爵奸黨占權臣下虐民
酷吏小人用事宰相廳堂不異虎狼之穴州御
縣署盡屬狐犬之場雖有賢良之士各自避入
深林正直之臣均思退歸林下以致王道日衰
民情日疲而身不自措刻下夷人屢犯於北匪

教攬亂於南賊兵猖獗到處行凶劫奪姦淫殺人縱火社稷有倒懸之急生民有顛沛之危尋思故國撫心可痛正邦祖居蘇邵世授医家調丹藥以治病栽華竹以養生不求聞達已五世矣欲歸無路欲就無家轉思既來禮樂道德之邦不願沛狼災害之窟貴邦前有旧例如不見疑伏乞准投感戴無涯矣謹此上稟

大清國工部局告示
大英一千九百零八年八月

新聞

茲據鐵行火輪船名亞頓由上海帶來新聞云於八月廿九日英法攻破北京城東門又將京城圓明園內宮室殿宇各樣寶物盡行奪去於八月廿九日皇帝見英法攻擊京都令將已時大人未士洛並各兵勇放回惟有兩位被留之員不能耐此煩惱業經死了於八月廿八日皇帝遺前任粵海關恒祺大人前往英法大營謁皇帝願從英法所議但因被留各員尚未盡放故攻之又聞京內之明兵心膽盡喪不敢與英

法對仗云云以上乃係忙速新聞未能得其詳
細下次火船列港然後細錄之可惜二百餘年
積蓄一旦化為烏有

此處文字極其模糊，似有「火船列港」等字樣，但難以辨認。

詳同

